

○ 犯罪被害者等のカウンセリング等費用に係る公費負担要領の制定について
(通達)

平成30年3月19日付け県相甲達第8号、
会甲達第3号、刑企甲達第42号、
捜一甲達第7号、交企甲達第34号、
交指甲達第21号
石川県警察本部長から部課署長あて

犯罪被害者等が被る精神的、経済的負担の軽減を図るため、この度、精神科医等によるカウンセリング等の費用について公費負担することとし、別添のとおり「犯罪被害者等のカウンセリング等費用の公費負担実施要領」を定めたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別添

犯罪被害者等のカウンセリング等費用の公費負担実施要領

1 目的

この要領は、犯罪被害者、犯罪被害者の家族又は遺族（以下「被害者等」という。）のカウンセリング等の費用を公費で負担することについて必要な事項を定め、もって、被害者等の精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 対象者

次に定める事由による被害者等であって、当該被害に起因する精神的被害の回復のためにカウンセリング等を必要とする者

- (1) 殺人罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条の罪）
- (2) 強盗致死罪（刑法第240条の罪）
- (3) 強盗・強制性交等罪及び強盗・強制性交等致死罪（刑法第241条の罪）
- (4) 強制性交等罪（刑法第177条の罪）
- (5) 強制わいせつ罪（刑法第176条の罪）
- (6) 準強制わいせつ罪及び準強制性交等罪（刑法第178条の罪）
- (7) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（刑法第179条の罪）
- (8) 強制わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪）
- (9) 傷害致死罪（刑法第205条の罪）
- (10) 交通死亡事故
- (11) その他警察署長が警務部県民支援相談課長（以下「県民支援相談課長」という。）と協議の上、公費で負担することが必要と認めたもの

3 対象経費

精神科医等の医師、臨床心理士等が、対象者の精神的被害の回復に効果があると認めたカウンセリング等に要する経費（初・再診料、心理療法料、検査料、投薬料を含み、入院費及び診断書料を除く。）

ただし、初診日から3年以内に実施したカウンセリング等で、対象者一人当たり6回分までとする。

4 申請期限

対象事由の発生から2年以内とする。

5 適用除外事由

次のいずれかに該当するときは、公費負担を行わないものとする。

ただし、特段の事情があり公費負担することが妥当であると認められた場合を除く。

- (1) 対象者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。
- (2) 対象者が犯罪行為を誘発するなど、当該被害について、対象者の責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 対象者が、犯罪行為等を容認していたとき。
- (4) 対象者が、集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき。
- (5) 対象者に虚偽申請の疑いがあるとき。
- (6) その他公費で負担することが社会通念上適切でないと認められるとき。

6 支出手続

- (1) 警察署長は、上記2の対象者を認知し、対象者が医療機関等の受診を希望するなど対象経費を公費負担する必要性があると判断した場合は、別記様式「犯罪被害者等のカウンセリング等費用の公費負担申請書」により、県民支援相談課長を経由して警察本部長に申請するものとする。
- (2) 県民支援相談課長は、前記(1)の申請を受けた場合、必要により警察本部事件主管課長と公費負担の要否について協議するものとする。
- (3) 警察署長は、上記の協議の結果、公費負担制度を適用する場合、医療機関の医師等に対して、この制度の趣旨等を説明し、理解を得るものとする。

7 運用上の留意事項

- (1) 対象者が少年の場合には、保護者等に対しても、この制度の趣旨等を説明し、理解を得るものとする。
- (2) 警察本部各部の特捜係等で、この制度を運用する場合は、上記手続に準ずるものとする。
- (3) この制度の運用に当たって、疑義が生じた場合は、県民支援相談課長と協議するものとする。

8 その他

部内の被害者支援カウンセラーや公益社団法人石川被害者サポートセンター、いしかわ性暴力被害者支援センター等の関係機関は、被害者等の精神的被害の実情に応じた支援方策等に関する知識及び技能を有していることから、本要領の非対象者を含む全ての被害者等を対象に、被害者等の精神的被害の実情等を考慮した上で、積極的にその活用を検討すること。

附 則

この要領は、平成30年3月19日から施行する。

別記様式 (省略)